

指 定 通 所 介 護 (デ イ サ ー ビ ス) 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
福島県第0772700357号(平成13年4月1日指定)

【令和 3年 4月 1日現在】

当事業所は、ご契約者(以下「利用者」という。)に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要・提供されるサービスの内容及び料金・契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人かねやま福祉会 |
| (2)法人所在地 | 福島県大沼郡金山町大字中川字沖根原1324番地 |
| (3)電話番号 | 0241 (55) 3341 (代表) |
| (4)代表者氏名 | 理事長 長谷川 一 夫 |
| (5)設立年月日 | 平成元年8月2日 |
| (6)事業の基本方針(目的) | |

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかることを目的とする。

2. 施設の概要

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1)施設の名称 | よこたデイサービスセンター |
| (2)施設の所在地 | 福島県大沼郡金山町大字横田字古町685-1番地 |
| (3)電話番号 | 0241 (58) 5575 |
| (4)施設長の氏名 | 角田 裕子(管理者) |
| (5)施設の運営方針 | |

- ①本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ③利用者又はその家族に対しサービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ④適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- ⑤常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- ⑥居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

- (6)開設年月日 平成13年 4月 1日
- (7)通常の事業の実施地域 大沼郡金山町全域
- (8)営業日 毎週月曜日～金曜日(12月30日～ 1月 3日を除く)
- (9)営業時間 8時30分～17時30分
- (10)サービス提供時間 ① 3月 1日～12月31日 9時30分～16時30分
② 1月 1日～ 2月28日 9時45分～16時00分
- (11)利用時間の延長 希望により、8時30分からサービス提供開始時間及びサービス提供終了時間から17時30分までの利用が可能です。
- (12)利用定員 1日10名

3. 職員の配置状況及び職務の内容

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	人 数	備 考
管 理 者	1	生活相談員兼務
生 活 相 談 員	2	1名は管理者兼務、1名は介護職員兼務のうちサービス提供時間を通じて1名勤務
介 護 職 員	7	1名は生活相談員兼務、他5名は非常勤職員のうちサービス提供時間を通じて1名以上勤務
機能訓練指導員	2	非常勤職員が交替で、各営業日2時間勤務します。
事 務 員	3	同法人施設兼務
栄養士(管理栄養士)	1	同法人施設兼務
調 理 員	1	同法人施設兼務

主な職種の職務内容は次の通りです。

職 種	職 務 内 容
管 理 者	職員等の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
介 護 職 員	サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し日常生活動作、食事、入浴、排泄などの適切な介助を行う。 利用者の送迎時における、乗降時及び車輦内での安全確保のための介助を行う。
機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに、必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
栄養士(管理栄養士)	栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成。
調 理 員	利用者へ提供する食事の調理業務を行う。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金等

当事業所で提供するサービスの内容、利用料金等は別紙「利用料金表」の通りです。

5. 利用の中止、変更、追加

利用予定日前に、ご利用者の都合により通所介護サービスの利用、変更もしくは追加をすることができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに、事業者申し出て下さい。やむを得ない理由により、お申し出が当日になった場合でも、取り消し料(キャンセル料)はいただきません。

6. 利用上の留意事項

(1) 施設利用上の注意事項

①利用者は、当施設及び併設施設との共用部分、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

②利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損もしくは汚損した場合には、自己の費用により原状に復するかまたは相当の代価を支払うものとします。

(2) 利用者の禁止事項

①決められた場所以外での喫煙

②サービス事業者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

③その他決められたもの以外の持込み

7. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関及び家族に連絡し、適切な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族及び主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。また、居宅介護支援事業所、市町村への報告も行います。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに所定の手続きに従い、必要な損害賠償等を行うものとします。

9. 非常災害対策

サービス提供中に天災、その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

このため、当事業所では定期的に避難訓練などを実施しており、必要に応じて利用者の皆様にもご協力いただくことがあります。なお、防火管理者は「よこたデイサービスセンター施設長」となっています。

10. 苦情受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当事業所では、利用者の苦情や要望をお聞きし、適切に対応するために苦情解決責任者、担当者及び第三者委員を設置しております。当事業所のサービスの提供にあたり苦情などがありましたら、以下により遠慮なくお申し出下さい。

- ◇ 苦情解決責任者 施設長(管理者) 角田 裕子
- ◇ 苦情受付担当者 介護職員兼生活相談員 角田 裕子
- 【受付時間】
毎週月曜日～金曜日(祝日及び12月30日～1月3日を除く)
8時30分 ～ 17時30分
- 【電話番号】
0241(58)5575
- ◇ 第三者委員
 - ・横田 正男(金山町横田)
TEL 0241-56-4660
 - ・市川 里美(金山町川口)
TEL 0241-54-2770

(2)行政機関その他の苦情受付機関

金山町役場 住民課 保健福祉係

- ◇ 所在地 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地
- ◇ 電話番号 0241(54)5135
- ◇ F A X 0241(54)2118
- ◇ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日(除く祝祭日)
8時30分 ～ 17時30分

福島県運営適正化委員会 苦情解決部会

- ◇ 所在地 福島県福島市渡利七社宮111番地
- ◇ 電話番号 024(523)2943
- ◇ F A X 0241(55)2943
- ◇ 受付時間 月曜日 ～ 金曜日(除く祝祭日)
9時00分 ～ 17時00分

11. その他運営についての留意事項

当事業所では、より良いサービスの提供を目指すため、研修の機会を設け、従業員の資質の向上や知識、技能及び一般的な教養の修得に努めています。

ここで定める事項のほか、運営に関する留意事項は管理者が理事長の承諾を得て別に定めます。